

地域包括支援センター利用契約書

_____（以下、「利用者」といいます。）と吉賀町地域包括支援センター（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防支援について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、介護予防サービス計画の作成を支援し、指定介護予防事業等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス提供事業者との連絡調整、評価等その他の便宜を図ります。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、契約締結の日から始まり、利用者の要支援認定（以下、「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（主任介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める主任介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

（介護予防サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は介護予防サービス計画作成を区市町村が設置する地域包括支援センター運営協議会の承認のもと、他の居宅介護支援事業者に委託した上で実施することができるものとします。その場合においても最終責任は事業者が負います。

2 前項により受託した事業者（以下、「受託事業者」という。）は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、介護予防サービス計画の作成を支援します。

(1) 利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

(2) 当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

- (3) 提供される予防サービスの目標、その達成時期、予防サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成します。
- (4) 介護予防サービス計画の原案に位置づけた指介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- (5) その他、介護予防サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察・再評価)

第5条 受託事業者は、介護予防サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて介護予防サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(施設入所への支援)

第6条 受託事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(介護予防サービス計画の変更)

第7条 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、又は受託事業者が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、受託事業者と利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、介護予防サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、島根県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 受託事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 受託事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービスの提供の記録)

第10条 受託事業者は、指定介護予防支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。また、事業者においてもこれをこの契約終了後2年間保管します。

2 利用者は、受託事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

4 第12条1項から3項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の介護予防サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料金)

第11条 事業者が提供する介護予防支援に対する料金規定は【重要事項説明書】記載のとおりです。

(契約の終了)

第12条 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定介護予防支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や主任介護支援専門員等に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1)利用者が介護保険施設に入所した場合

(2)利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

(3)利用者が死亡した場合

(秘密の保持)

第13条 事業者及び受託事業者（以下、「事業者等」という。）は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

2 事業者等の職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

(賠償責任)

第14条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者等の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(身分証携行義務)

第15条 事業者等の職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第16条 事業者等は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、提供した介護予防支援又は介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(善管注意義務)

第17条 事業者等は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(本契約に定めのない事項)

第18条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊

重し、双方方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第 19 条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。